

## 第2章



### 計画改定の背景

- 1 “みどり”を取り巻く社会動向の変化
- 2 前計画の進捗状況

## 《第2章》の概要

## 第2章 計画改定の背景

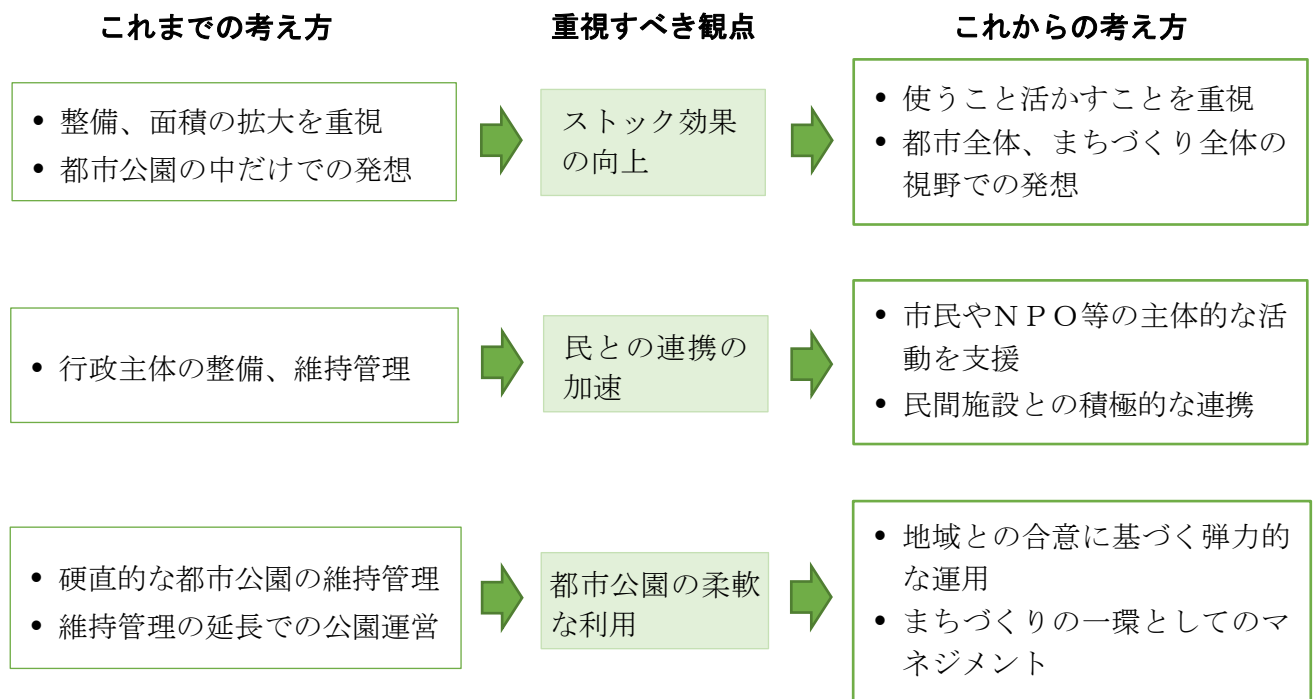
- 前計画の策定から7年間の経過の中で、公園・緑化行政を取り巻く社会環境は大きく変化し、都市緑地法・都市公園法など関連法令の改正も行われています。
- 計画の改定を行うにあたって、みどりを取り巻く社会状況の変化を整理するとともに、前計画における計画事業の進捗状況を検証します。

### 1 みどりを取り巻く社会動向の変化

#### (1) 国の動向

##### ■ 新たなステージに向けたみどり政策の展開

- 国土交通省は平成28年5月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」として、以下の重視すべき観点を示しました。
- これに伴って、平成29年6月に都市緑地法、都市公園法等が改正され、新たな施策展開の可能性が生まれています。



## ■ 関連する法制度等の変化

### 【公園・緑地関連】

#### 都市緑地法 (H29 改正)

- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- 緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理・都市農地の保全）

#### 都市公園法 (H29 改正)

- 都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」の設置可能
- 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度創設
- 公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年）
- 公園の活性化に関する協議会を設置可能

### 【都市農地関連】

#### 都市計画法 (H29 改正)

- 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

#### 生産緑地法 (H29 改正)

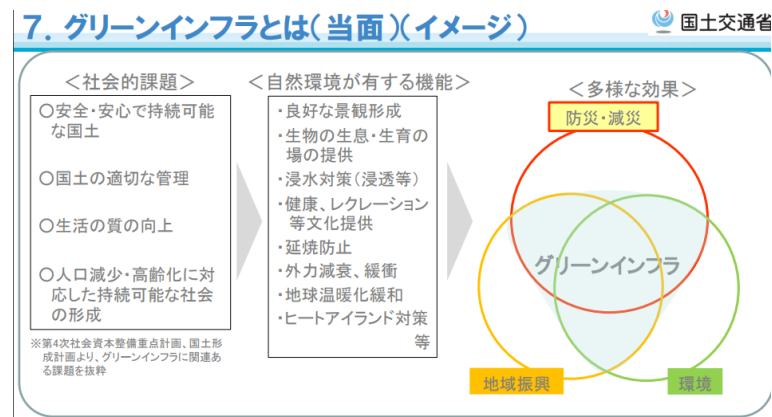
- 生産緑地地区の一律 500 m<sup>2</sup>の面積要件を市区町村の条例で引き下げ可能（300 m<sup>2</sup>を下限）
- 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置可能

#### 都市農業振興 基本法 (H28 制定)

- 都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的

## ■ グリーンインフラの取り組みの推進（第4次社会資本整備総合計画・平成27年度）

- 社会資本整備手法の一つであるグリーンインフラの概念には様々な学説や考え方がありますが、国土交通省において当面のイメージを次のように取りまとめています。
- グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの、としています。
- 効果発現に時間を要する場合があることから、順応的な対応と、持続的な仕組みを構築して管理していくことが望ましいこと、整備したグリーンインフラをストックとして活かす視点が重要である、とされています。



出典：国土交通省ホームページ

## ■ 都市農業振興基本計画の策定（平成28年閣議決定）

- 平成27年に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、都市農業の振興に関する基本的な方針や施策等を定める「都市農業振興基本計画」が策定されました。
- この計画においては、都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に保全していく方針としています。
- このために、都市農業の安定的な継続のための担い手の確保、市民農園等の農作業を体験することができる環境の確保等を施策の方針として掲げています。

## ■ 生物多様性の確保に関する動向

- 国土交通省より「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が示されました（平成 23 年度）。
- 緑の基本計画の策定又は改定時には、エコロジカルネットワーク形成の観点から、現況調査結果の分析・評価に基づく緑地の配置方針、施策等を的確に検討し、その結果を緑の基本計画に反映していくことが重要としています。

## （２） 東京都の動向

### ■ 緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成 24 年・環境局）

- 東京都の緑施策のこれまでの取組みを、生物多様性の視点から強化する施策の方向性を取りまとめた戦略で、区市町村に期待される役割や板橋区の緑に関する目標が示されています。

#### <区市町村に期待される役割>

- 住民、企業、NPO等と連携しながら、地域に密着した緑の保全・創出活動を推進する。
- 地域住民や企業等に対し、生物多様性の重要性を学習し体験する機会の提供に努める。
- 緑の保全・創出活動の担い手となる人材の育成を推進する。

### ■ 東京都環境基本計画（平成 28 年改訂・環境局）

- 「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、生物多様性の保全・緑の創出や水環境・熱環境の向上など東京都の環境政策の方向性が示されています。

#### <生物多様性の保全・緑の創出>

- あらゆる都市空間における緑の創出、エコロジカル・ネットワークの構築に向けた緑化の推進
- 保全地域や既存の緑地等における緑の保全
- 希少種の保全・外来種対策及び野生生物の適正管理 など

#### <水環境・熱環境の向上>

- 水質汚濁対策、東京の水循環の再生と水辺環境の向上（湧水の保全・回復）
- 街なかでの暑さ対策等の推進 など

### ■ 東京の都市づくりビジョン（平成 29 年・都市整備局）

- 概ね四半世紀先の未来である 2040 年代を目標時期として、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示しています。
- 都市づくりの戦略の一つとして「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、その実現に向けた以下の政策方針を示しています。

#### <政策方針>

- あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる
- 産業の一翼を担い活力を生み出す都市農業を育成する
- 水辺を楽しめる都市空間を創出する

## (3) 社会情勢

### ■ 地球温暖化の進行

- 地球温暖化の深刻化により、猛暑日の増大、竜巻や局地的な集中豪雨の頻発、台風の大型化など、自然災害の脅威が高まっています。
- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの吸収源対策として、緑の保全と更なる創出が求められています。

### ■ 少子高齢社会の到来

- 我が国では出生率・出生数の低迷や高齢化が急速に進んでいます。板橋区においても平成 7 年に老年人口が年少人口を上回り、その後も差は広がっています。
- 公園整備においては、子育て支援や健康づくりの視点の重要性が高まっています。

### ■ 防災意識の高まり

- 平成 23 年に発生した東日本大震災などの地震災害を契機として、防災への意識が更に高まっており、公園や緑を活用した都市の防災機能の強化が求められています。

### ■ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国内外から訪れた人が安心して快適に回遊できるよう、魅力あるまちづくり、美しい街並み景観の創出が求められています。

## 2 前計画の進捗状況

- 計画の改定に向けて、前計画における目標値の達成状況を検証します。また個別事業の進捗状況を踏まえ、今後の取り組みの方向性を考察します。

### (1) 目標値の達成状況

- 前計画「いたばしグリーンプラン 2020」（平成 23 年 3 月策定）では、10 年間の計画期間（平成 32（2020）年度末まで）の中で達成すべき数値目標として、次の 4 項目を設定しました。
  - ① 「植生被覆率」（区面積の中で植物に覆われた面積の占める割合）
  - ② 「公園率」（区面積の中で区立公園・都立公園の占める面積の割合）
  - ③ 「公園・自然に関する区民満足度」（板橋区区民意識意向調査）
  - ④ 「緑のイベント・協働活動参加者数」（参加延べ人数）
- 各目標値の達成状況は以下のとおりです。

<b>目標 1 植生被覆率（5 年毎調査）</b>		
【平成 21 年度調査値】	【平成 26 年度調査値】	【平成 31 年度目標値】
19.3%	→ 18.3%	(21.0%)
達成状況 ⇒平成 26 年度調査において、前回調査値を下回る結果となりました。		
<b>目標 2 公園率</b>		
【平成 22 年 4 月】	【平成 29 年 4 月現在】	【平成 32 年年度末目標値】
5.85%	→ 5.87%	(6.00%)
達成状況 ⇒平成 29 年 4 月現在、目標値に及ばない状況です。		
<b>目標 3 公園・自然に関する区民満足度（2 年毎調査）</b>		
【平成 21 年度調査】	【平成 27 年度調査】	【平成 32 年度目標値】
48.4%	→ 61.0%	(60.0%)
達成状況 ⇒平成 27 年度調査において目標値を上回ることができました。		
<b>目標 4 緑のイベント・協働活動参加者数</b>		
【平成 23 年度から 28 年度まで 6 年間の延べ人数】	【10 年間の目標値】	
延べ 30 万 1 6 3 3 人	(延べ 50 万人)	
達成状況 ⇒6 年間の実績として、10 年間の目標値の約 6 割を達成できました。		



## (2) 個別施策の進捗状況 ⇒ 資料編 P99 参照

## (3) 計画改定に向けた取り組みの方向性等

- 前計画期間の中において、十分な進捗が図れなかった事業や、事業着手後進行中の事業を中心に、計画改定に向けた今後の取り組みの方向性を考察します。

### ◆ 基本方針 I 《みどりの保全》施策関連

#### ■ 樹林地管理方針の策定

樹林を有する公園 29 か所について、緑のサポーター会議と協働で調査を実施しています。今後はその成果をもとに、現在実施中の都立赤塚公園における生物多様性調査の資料等も活用し、エコロジカルネットワークの形成に資する樹林地管理方針の策定を目指します。

#### ■ 市民緑地の指定

都市緑地法の改正によって創設された市民緑地認定制度（民間管理による市民緑地）も新たに検討の対象に加え、指定箇所を増加を目指します。

#### ■ 昆虫調査、野鳥調査

生物多様性の向上に向けて、自然観察に関心の高い区民の方々の協力も得ながら、生物生息状況の調査等に取り組みます。

#### ■ エコロジカルネットワークの形成

樹林地や水辺では、区民との協働による保全や環境整備を一層進め、生物多様性の拠点としての質を高めていきます。

また、生き物の移動空間となるコリドーエリア内では、在来種の使用を推奨した緑化指導や、生物の生息に配慮した公園整備などにより、エコロジカルネットワークの充実に努めます。

#### ■ 歴史ある樹木の保全

樹木の老齢化に伴い、保存樹木の本数は増え続けています。今後は保存樹木に対する一律的な助成制度から、樹木の歴史や景観的な価値等も考慮

した制度への改正を検討します。

景観重要木については、公園内の樹木等も検討対象として、制度の活用を進めます。

#### ■ 農地の保全と活用

農とのふれあいができる農業公園の整備等を通じて、農のみどりの保全と継承を図っていきます。

### ◆ 基本方針Ⅱ《緑化推進・公園づくり》施策関連

#### ■ 緑の創出による快適なまちづくり

緑化推進地域の指定や界わい緑化制度の導入を進め、接道部緑化助成制度や壁面緑化制度と組み合わせた、効果的な街並みの緑化に取り組みます。

花づくりグループの活動についても、公園以外に対象を広げることを検討し、街並みの美観向上につなげていきます。

#### ■ パークマネジメント基本方針の運用

平成 29 年度に策定するパークマネジメント基本方針に基づき、公園の柔軟な利活用に向けた利用ルールの設定や、運営手法、維持管理手法の検討を進めていきます。

### ◆ 基本方針Ⅲ《緑化啓発・協働》施策関連

#### ■ みどりの情報発信

ホームページやSNSを通じた最新の情報発信をはじめ、公園利用の活性化や利便性を高めるリーフレットの発行など、みどりに関する幅広い情報を費用対効果の高い形で発信していきます。

#### ■ みどりの協働活動の活性化

前計画の策定を機に発足した緑のサポーター会議は、緑のガイドツアーやニリンソウのパンフレット作製等の成果を上げてきましたが、活動の場が十分に広がりませんでした。

今後はより多くの区民が参加しやすい仕組みづくり、参加したくなるような活動の場づくりを進めていきます。活動の様子は様々な場で発表できるようにし、参加の裾野を広げていきます。